

2015年度海外制度調査

UAEにおける化粧品の入制度

2015年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

ドバイ事務所

目次

1. 輸入規制・手続き	1
1-1. ESMA における登録手続きと必要書類	1
1-2. ドバイ市庁における登録手続きと必要書類	2
1-3. 薬用化粧品の輸入規制・手続き	3
1-4. 輸入通関	4
2. 化粧品規格基準	5
2-1. ESMA の規格基準	5
2-2. ドバイ市庁の規格基準	8
2-3. 国家認証ハラルマークとその基準	8
3. 参考情報	12
3-1. 関係官庁	12
3-2. その他の参考情報	13

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のドバイ事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

1. 輸入規制・手続き

アラブ首長国連邦（UAE）はドバイ首長国、アブダビ首長国など 7 つの首長国からなり、化粧品
の輸入について以前は、各首長国がそれぞれその登録規制を定めていた。しかし 2014 年 11 月 29
日より新登録システムが導入され、連邦基準化計測庁（Emirates Authority of Standardization
and Metrology: ESMA）が、UAE 全土への化粧品輸入を管轄することとなった。その一方で、新
システム導入後も、まだ首長国ごとの化粧品登録制度は残っており、ドバイを例に見ると、ドバイ
市庁（Dubai Municipality）の登録手続きも従来どおり必要であるというのが現状である。本資料
では、UAE の化粧品輸入規制・手続きの概要について、ESMA の新システムを説明するとともに、
ドバイ市庁の既存の登録システムについても述べる。

まず、海外から UAE へ製品を輸入し、販売する際の基本的な仕組みについて説明する。輸入がで
きるのは、現地法人または外国企業の支店である。ただし、支店は原則国内での小売り・卸売り
販売は認められていないため、自社製品を UAE 国内で販売するためには、現地法人を設立するか、
既に存在する現地企業を通して販売することになる。ただし、外国企業がフリーゾーン以外で現地
法人を設立するには、UAE 国民または UAE 国民が 100%出資する現地法人が資本金の 51%以上
を所有することが条件となる。

既に UAE に存在する現地法人と代理店契約や販売契約等を結び、国内で販売する場合は代理店
を経済省（Ministry of Economy）の代理店登記簿に登録する制度があり、この正規代理店になるこ
とができるのは、商業代理店に関する連邦法 No.18 1981 により、UAE 国民または UAE 国民が
100%出資する企業に限られている。登記された正規代理店は契約で指定された地域・製品につい
て独占的販売権を有し、一度代理店と契約を結ぶと、双方の合意なしでは契約解除は困難なため
注意が必要である。

化粧品の輸入規制に関しては、前述のとおり 2014 年 5 月 29 日に公布された閣僚理事会決議
（Council of Ministers Resolution）No.18/2014 に基づき、UAE の化粧品とパーソナルケア製品の
登録を管理する新システムが導入されており、UAE に化粧品を輸入するサプライヤー（製造者、
輸入者など）は、ESMA に事前に届出を行い、適合性認証（Certificate of Conformity）を取得す
ることが義務付けられる。適合性認証を取得するに当たっては、同法および同法が定める規格基準
の要件を満たす必要がある。新システムは、2014 年 11 月 29 日に施行された。

一方、ドバイ市庁によれば、ドバイで化粧品を販売する場合、ESMA での登録の有無にかかわら
ず、ドバイ市庁での登録は必須となる。その際、ESMA での適合性認証取得は義務ではないとい
うことである¹。登録はドバイ市庁、公衆衛生安全部門の消費者製品安全課（Consumer Products
Safety Section: CPSS）が担当窓口となる。ドバイでの化粧品の輸入時の登録手続きは、ドバイの
公衆衛生とコミュニティの安全に関して定めた Local Order No.11.2003 と化粧品、パーソナルケ
ア製品、香水に関する通達 15/02/2010 を根拠に規定されている。

1-1. ESMA における登録手続きと必要書類

(1) 登録手続き

ESMA からの適合性認証の発行を通じ、化粧品およびパーソナルケア製品が承認基準の要件を満
たし、製造システムが ESMA の技術規則に定められた要件等を順守していることが保証される。
適合性認証取得手続きは、必要書類を揃えた上で、オンライン申請を通じて ESMA のウェブサイ
ト（<https://eservices.esma.gov.ae/ecertify/Online/Login.aspx>）から行う²。同ウェブサイト上でア

¹ ドバイ市庁への問い合わせ結果による。

² オンライン申請のマニュアルは添付資料 1 を参照。

カウントを作成し、必要書類や申請製品リスト等をオンラインでアップロードし申請する。申請手数料は 600 ディルハム、適合性認証発行手数料は 500 ディルハム、申請書毎の書類審査料は 1,200 ディルハムとなっている。手続き完了には平均 8 営業日を要し、ESMA の営業曜日および時間は、日曜から木曜の 7:30~14:30 までである。

ESMA によれば、申請の際には、製品ごとではなく、ブランド別、製品の 카테고리 別（化粧品の場合、計 16 カテゴリ）に類似製品をまとめて申請することになっている。ESMA 所定のエクセルのテンプレート（添付資料 2）に申請する製品を記入して、オンライン申請の前に ESMA に提出すると、書類を確認した上で、必要な申請書の数および手数料見積りを回答してくれる。これにより申請手続き時のミスを防ぐことができる³。

計 16 の製品カテゴリの詳細は、1. ベビー用品、2. バス用品、3. アイメイクアップ製品、4. フェイシャルメイクアップ製品、5. ヘアケア製品、6. 染髪・ヘアカラー製品、7. ネイル製品、8. 口腔ケア製品、9. 衛生用品（せっけん、制汗剤等）、10. シェービング製品、11. フェイスケア製品、12. ボディケア製品、13. ハンドケア製品、14. フットケア製品、15. 日焼け止め・日焼け製品、16. 脱毛・除毛製品となっている⁴。

（2）必要書類

オンライン申請に際し、必要となる書類は以下のとおりである⁵。

1. 申請書（オンライン）
2. 有効なトレードライセンス（UAE 国内の企業）
3. 適合性宣言（Declaration of Conformity）
4. 製造者のレターヘッドに作成した自由販売証明書（Free Sale Certificate: FSC）（第三者機関の認証も可）
5. 製造者発行の成分と含有割合を含む処方宣言書（Formula Declaration）
6. 製造者が作成した分析証明書、または製品に適用される規格要件を満たすことを示す第三者認証機関の試験報告書
7. 製品のアートワーク

1-2. ドバイ市庁における登録手続きと必要書類

（1）登録手続き⁶

ドバイに化粧品を輸入し販売するには、事前に化粧品をドバイ市庁の CPSS に登録し、製品登録証明書を取得する必要がある。登録申請はドバイ市庁のウェブサイト（www.dm.gov.ae）を通じて、オンラインで行うが、そのためには、まず企業登録が必要となる。企業登録は次のウェブサイトから行う（<http://login.dm.gov.ae/wps/portal/customerlogin>）。その際、申請者は、トレードライセンスを保有している必要がある。申請時には、必要書類（後述）を提出する。申請料は 210 ディルハムとなっている。

申請後、申請書類の審査には最大 7 日かかる。サンプルの提出が必要な場合は、Al Twar Center または Al Manara Center の CPSS に提出する。申請完了には、申請書類の審査完了とサンプルの提出後、最大 45 日かかる。登録許可が下りると、製品登録証明書（Product Registration Certificate）が発行され、これは、ドバイ市庁のウェブサイトの企業アカウントから電子的に取得できるほか、ドバイ市庁のサービスセンター（Al Twar Center または Al Manara Center）の

³ ESMA への問い合わせに基づく。

⁴ 詳細は添付資料 3 参照。

⁵ 添付資料 4、および ESMA ウェブサイト

<http://www.esma.gov.ae/en-us/Services/Pages/Products/The-issuance-of-a-conformity-certificate-of-Perfumes,-cosmetics-and-personal-care-productsnew.aspx>

⁶ <https://portal.dm.gov.ae/SCWebUI/DataDetails.aspx?servicecode=3560&DeptId=30>

CPSS でも受け取ることができる。CPSS の営業時間は、7:30～14:30 までである。

なお、ドバイ市庁によれば、ESMA で登録が済んでいる場合には、それをドバイ市庁に通知する必要があり、登録の際に、ラベルの写真等とともにその書類を添付しドバイ市庁に提出する。ドバイ市庁での登録時に ESMA での登録は義務とはなっていないが、登録が済んでいるとドバイ市庁での登録が早く進むとのことであった⁷。

(2) 必要書類⁸

申請時（新規）に必要な書類は以下のとおりである。

1. 申請書（オンライン）
2. 製品の写真またはアートワーク（保存可能期間やバッチ／ロット番号などの情報を示すもの。評価と登録や試験所での試験のために、サンプルの提出が求められる場合もある）
3. 自由販売証明書（Free Sale Certificate）
4. 分析および成分報告書（Analysis and Ingredients Report）
5. 適正製造規範（Good Manufacturing Practice: GMP）
6. その他、化学物質安全データシート（Material Safety Data Sheet）、ハラール認証、認定試験所の試験報告書（Laboratory Test Report）や他の書類を CPSS の要請に応じて提出。

1 - 3. 薬用化粧品の輸入規制・手続き

治療的効能や効果をうたう薬用化粧品（medicated cosmetics）については、UAE 保健省（Ministry of Health）の管轄となる。薬用化粧品は、処方箋なしで販売できる医薬部外品として、一般販売リスト（General Sale List: GSL）の中に挙げられており、医薬品ではなく、一般販売商品というカテゴリーに分類される。一般販売リストに挙げられた製品には、効能や効果に関する書類を提出し、UAE 保健省に登録をする必要がある。登録の際には、国際基準および UAE 基準に従って商品の安全性や、製品・包装について確認される。一般販売リストには、薬用化粧品のほか、栄養補助食品、防腐剤、消毒剤が含まれ、医薬品としては分類されない医薬品成分を含有する製品や医学的効果を持つ製品も含まれる。英語またはアラビア語での申請が可能である。一般販売リスト（GSL）に挙げられた商品の販売承認にあたっては、事前に企業や製造者が UAE 保健省に登録を済ませていることが条件となる。また申請者は、保健省に登録された医薬品販売店を所有している必要がある。

(1) 一般販売リスト（GSL）登録の必要書類（添付資料 5）

GSL 商品の登録に必要な書類については以下のとおり。

1. GSL 商品新規登録用申請書（保健省技術課 Technical Affairs Section MOH で入手可）
MOH のウェブサイトからもダウンロード可能。
http://www.cpd-pharma.ae/index.php?option=com_content&view=article&id=378
2. WHO 医薬品証明書（Certificate of Pharmaceutical Product: CPP）または自由販売証明
これは原産国の所轄官庁が発行し、UAE 大使館（または原産国に UAE 大使館がない場合には GCC 諸国いずれかの大使館）による認証を受ける必要がある。CPP への必須記載事項は次のとおり。
 - 商品名
 - UAE での登録商品名が原産国での名称と異なる場合は CPP、FSC でその相違について示し、また両名称について組成や規格における類似性の確認がなされていることも説明する。
 - 組成詳細（有効成分および添加物、それぞれの含量）
 - 製造者、販売承認取得者（Marketing Authorization Holder: MAH）、製造工場、委託製造業者などの詳細

⁷ ドバイ市庁への問い合わせ結果による。

⁸ <https://portal.dm.gov.ae/SCWebUI/DataDetails.aspx?servicecode=3560&DeptId=30>

- 品質保持期限と製品の保存方法
 - 原産国で当該商品を自由に販売していることを示す書類（期間に関する規定あり）
3. 所轄官庁から認証済みの商品添付文書（該当する場合）
 4. 最終包装の施された見本 3 点
 5. 登録時に提出された見本と同じバッチ番号の分析試験証明書

また、以下についてはロゴ付きの公式レターヘッドに署名（・捺印）の上提出する必要がある。

6. 人体の生体機能や行動機能に悪影響を及ぼすホルモンや重金属、抗生剤、ステロイド、豚由来品、天然および化学成分の使用がないことを示す企業による報告書。動物由来の成分を含有する場合には動物の種類や抽出部位を明記し、アルコール含有量もその理由とともに明記しなければならない。
7. 原産国の団体・関係当局によって発行されたハラール証明書
8. 販売承認取得者（MAH）と代理店間で、どちらが製品に責任を持つかを記載した契約書
9. 保健省認定の医薬品販売店を所有していることを示す書類
10. UAE または保健省医薬品管理部門発行の有効な企業登録証明書
11. 牛海綿状脳症（BSE）・伝達性海綿状脳症（TSE）に感染した動物に由来する成分を使用していないことを示す原産国所轄官庁発行の証明書
12. 商品の外装・内装ラベルおよび添付文書（公式レターヘッドに社印を捺印したもの）
13. JPEG 形式の商品アートワーク（外装、内装および添付文書）の収められた CD

（2）GSL 企業登録の必要書類

GSL 企業登録のための申請書類は保健省（MOH）技術課から直接または保健省のウェブサイトより入手可能である。申請用紙には販売承認取得者用（第 1 部）と製造者用（第 2 部）があり、それぞれ申請書の最後に必要書類リストの記載がある。なお、GSL 登録委員会によって商品の QCL 分析が求められる場合があり、その場合、申請者は薬品管理室（Drug Control Laboratory）の要請に応じて、見本やその他の分析に必要な物の提出が必要となる場合もある。

1 - 4. 輸入通関

（1）通関手続き

通関手続きに当たって、輸入業者は通関用に輸入者コードを取得しておく必要がある。輸入する製品に関連するトレードライセンスも必要となる⁹。税関では、輸入申告書（Import Goods Declaration）、荷渡指図書、船荷証券／航空貨物運送状、インボイス、パッキングリスト、原産地証明、更に必要に応じ所管官庁の輸入許可書類の提出を行った上で、5%の関税の支払いが求められる¹⁰。

⁹ <http://www.dubaicustoms.gov.ae/en/Procedures/CustomsDeclaration/Pages/Definitions.aspx>

¹⁰ ドバイ税関ウェブサイト

<http://www.dubaicustoms.gov.ae/en/Procedures/CustomsDeclaration/Pages/Import.aspx>

2. 化粧品規格基準

2-1. ESMA の規格基準

(1) 安全・品質規制

安全・品質に関する要件は、前述の閣僚理事会決議 No.18/2014 内での規定に加え、主に湾岸協力会議標準化機構 (GCC Standardization Organization: GSO) による UAE.S/GSO 1943:2010 「化粧品 - 化粧品の安全要件 (Cosmetic Products-Cosmetic Products Safety Requirements)」 (以下 UAE.S/GSO 1943) 内で詳細に定められている。なお、化粧品輸入関連の規格は、ESMA のウェブサイトからオンラインで購入できる¹¹。

①閣僚理事会決議 No.18/2014 が定める安全・品質要件

同法は、化粧品の安全・品質要件を以下のとおり定めている。

1. UAE.S/GSO 1943 の安全・品質要件の順守。
2. 有資格審査員 (competent assessor) が発行した製品安全報告書 (Products Safety Report) を ESMA および他の当局から要請があった場合に提出。
3. 承認基準 UAE.S/GSO ISO 22716 「化粧品 - 適正製造規範 (GMP) - GMP に関するガイドライン <Cosmetics - Good Manufacturing Practices (GMP) - Guidelines on Good Manufacturing Practices>」の GMP、または ESMA が承認する品質管理システムを順守していること。
4. 販売後の不適切な保管や輸送によって不適合となる場合を除き、製品が同法の定める全ての要件を順守していること。

閣僚理事会決議 No.18/2014 は、その付属書 (3) において、上記 2. に挙げた製品安全報告書に記載する内容についても定めている。製品安全報告書は、PART A - 化粧品安全情報と PART B - 化粧品安全性評価の 2 部で構成される。

PART A - 化粧品安全情報は、次の 10 項目から構成される。

1. 化粧品の量的および質的組成
2. 化粧品の物理的／科学的特性および安定性
3. 微生物学的品質
4. 不純物、微量の禁止物質 (技術的に回避できないという証拠を添える)、包装素材の情報
5. 通常のまたは合理的に予見可能な使用
6. 化粧品への暴露に関する情報
7. 化粧品に含まれる物質への暴露に関する情報
8. 物質の毒性プロファイル
9. 望ましくない効果、および非常に望ましくない効果
10. 化粧品に関する情報 (その他の関連情報)

PART B - 化粧品安全性評価は、次の 4 項目から構成される。

1. 化粧品の安全性に関する評価結果
2. ラベル表示する警告および使用上の注意
3. 評価結果を裏付ける科学的思考 (Scientific reasoning)
4. PART B 部分の資格証明と承認 (安全評価審査員の氏名、住所、資格証明、日付、署名)

②UAE.S/GSO 1943 の安全・品質要件

UAE.S/GSO 1943 では、化粧品に課される安全・品質要件として次の項目を規定している。

¹¹ <https://estore.esma.gov.ae/e-store/Default/Default.aspx>

1. 化粧品は、ラードとその派生物を一切含んではならない。
2. 化粧品は、通常の使用、あるいは合理的に予見可能な条件下で、人の健康に悪影響をもたらしてはならない。
3. 以下を含有する化粧品を供給することはできない：
 3. 1 同規格の表 1「化粧品の組成の一部を構成してはならない物質」の Part 1 の 2 列目に記載された物質。
 3. 2 同規格の表 2「一定の制限や条件を除き化粧品成分への含有が禁止される物質」の 2 列目に記載された物質（3、4、5 列目の要件が該当しない場合）
 3. 3 染髪のみを目的として着色剤を含む化粧品を除き、同規格の表 3「化粧品への含有が許可される着色剤」に記載されている着色剤で、同表の 3、4 列目に定められた要件を満たさない場合。
 3. 4 染髪のみを目的として着色剤を含む化粧品を除き、同規格の表 3「化粧品への含有が許可される着色剤」に記載されていない着色剤。
 3. 5 同規格の表 4「化粧品への含有が許可される保存料」の 2 列目に記載された保存料のうち、同表の 3、4、5 列目の要件が該当しない場合。
 3. 6 同規格の表 4「化粧品への含有が許可される保存料」に記載されていない保存料。
 3. 7 同規格の表 5「化粧品への含有が許可される UV フィルター」の 2 列目に記載された UV フィルターのうち、同表内の 3、4 列目の条件を満たさない場合。
 3. 8 同規格の表 5 に記載されていない UV フィルター。
 3. 9 エアゾール製品に使用される噴射物質は、環境と人に害をもたらすものであってはならず、国際的な許可を得たものでなければならない。
 3. 10 国際的規則や GSO 規格により必要とされる場合、化粧品の微生物試験への合格が求められる。

（2）容器包装・表示ラベル規制

容器包装および表示ラベルに関する要件は、主に閣僚理事会決議 No.18/2014 と UAE.S/GSO 1943 において規定されている。更に、UAE.S GSO ISO 22715「化粧品 - 包装とラベル表示 (Cosmetics- Packaging And Labelling)」の要件も満たす必要がある。

①閣僚理事会決議 No.18/2014 の容器・表示ラベル要件

同法は、容器・表示ラベル要件として、以下を定めている。

1. 化粧品は、清潔で化粧品との相互作用を起こさない適切な容器に包装する。容器は尖った角がなく適切な方法で閉じていること。
2. 香水の容器は、承認規格 UAE.S/GSO ISO 22715 の第 3 条を遵守すること。
3. ガラス容器については、承認規格である UAE.S/GSO 2093 の要件を遵守すること。

また、表示ラベルに関してさらに以下を規定している。

1. 消費者に販売する製品の表示ラベルは、承認規格 UAE.S/GSO 1943 の要件を満たし、表示ラベルは明瞭で読みやすくなければならない。
2. 製品にアレルゲンが含まれる場合は、UAE.S/GSO 1943 に従ってラベルの成分表示にその旨を明記しなければならない。
3. UAE で一般的な社会的習慣や価値観に合わない写真やイラストは、ラベルに表示してはならない。
4. ラベルに記載する情報は、正当かつ信頼のおけるもの、そして科学的検査結果に基づくものでなければならない。

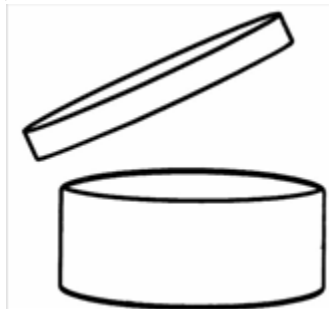
②UAE.S/GSO 1943 の表示ラベル要件

UAE.S/GSO 1943 は、化粧品の表示ラベルについてその要件を詳細に定めている。ラベル表示が必要な主な項目と要件を以下に示す。

1. 成分リスト（重量の多い順に“ingredients”の単語に続く形で記載。重量は、成分を製品に加えた時の重量を基準とする。）¹²
2. 製品名、商品名と製造者またはサプライヤー（輸入者等）の名称および住所
3. 同規格の表 2「一定の制限や条件を除き化粧品成分への含有が禁止される物質」、表 4「化粧品への含有が許可される保存料」、表 5「化粧品への含有が許可される UV フィルター」の中で、ラベル表示が条件として定められている場合その旨を表示（ラベル表示が不可能な場合には別途記載などの例外規定あり）。この部分は英語のみの表示でも可。
4. 化粧品の消費期限が製造日から 30 カ月未満の場合、“Best before・・・”と表示し、続けて消費期限の年月または、消費期限の年月が表示される部分の指示を表示する。保管可能期間が 30 カ月以上の場合、開封後の使用可能期間を記号内に表示する（例えば 18 カ月の場合 18M 等）（下記図 1 参照）。その際、年月は、月、年の順に表示する。
5. 業務用の化粧品、特にヘア用製品に関する特別な使用上の注意事項
6. 製品製造のバッチ（または、製造日と製造場所が特定可能な情報）
7. 製品の機能（製品の外見から明らかでない場合）
8. 製造年月日および（または）パッチ番号（patch number）
9. 体積または質量での正味容量（5g または 5ml 以上の場合）
10. 原産国
11. 使用、保管上の注意

上記の他、容器がない場合や、容器の形状、大きさ等によって表示が不可能な場合等は、製品に同封されるリーフレットやラベル、タグ、テープなどへの記載を認めるなどの規定がある。また、2、4、5、7、11 については、アラビア語のみ、あるいはアラビア語と英語の両表記が求められる。

図 1：開封後の使用可能期間を示す化粧品表示ラベル記号



出所：UAE.S/GSO 1943

③その他の表示ラベル要件

ナノ材料については、ラベルの成分リストにナノ材料である旨を明示する必要がある¹³。

（3）その他の規制

①計量基準

閣僚理事会決議 No.18/2014 に基づき、製品の容量基準については承認基準 UAE.S GSO OIML R87「内装の中の製品の容量（Quantity of Product in Prepackages）」の要件を満たす必要がある。製品の量の表示には、立方メートル、リットル、キログラムおよびその倍量・分量単位の容量単位を使用する。

¹² 成分リストに関しては、他にも詳細な規定がある。

¹³ 上記の UAE の規制内では見当たらないが、ESMA に確認したところナノ材料の明示は必要とのこと。

2-2. ドバイ市庁の規格基準

(1) 安全・品質規制

化粧品に関する基準は、EU の定める基準に基づく¹⁴。

(2) 表示ラベル要件

化粧品、パーソナルケア製品および香水に関する通達 15/02/2010 は、表示ラベル要件として、次のとおり定めている。表示義務項目は以下のとおりで、英語あるいはアラビア語で表示する必要がある¹⁵。

1. 製品名およびブランド名
2. 製造者の詳細と原産国
3. 製品の成分、寸法と重量
4. 製造年月日、消費期限または開封後の使用可能期間
5. 保管条件、使用方法と健康上の留意点（商品名とパッケージから明らかでない場合）
6. バーコードおよびバッチ番号
7. 治療的効能、効果（Medical Claim）を記載しないこと
8. 普及している社会的習慣や価値と相反する写真、図は使用しないこと

2-3. 国家認証ハラールマークとその基準

ESMA によれば、UAE でハラール認証を添付した化粧品を販売する場合には、ESMA の国家ハラール認証マークのみが認められる¹⁶。申請は、ESMA のウェブサイトを通じてオンラインで行う¹⁷。化粧品のハラール認証取得に関する要件は、2014 年に発行された UAE 規格「UAE.S 2055-4:2014」で規定されている。同規格は、ハラール化粧品の要件として、以下の要件を満たすことを求めている。

(1) 一般的要件

1. 化粧品の製品、成分、誘導体等は全て、イスラム法が許可するものと禁止するものに関して定めた UAE 規格「UAE.S/GSO 2055-1」の規定する要件を満たさなければならない。
2. 供給過程の全ての段階（準備、装備、製造、包装、ラベル添付、流通、輸送、保管、展示等）において、イスラム法のハラール要件から導き出される手続きに適合していること。
3. 化粧品の全ての成分、添加物は、ノンハラール分類に関する表 1 の内容を考慮し、イスラム法のハラール要件に反するものを含んではならない。
4. 全てのハラール化粧品は、有害物質、危険物質、様々な原因で生じる汚染物質を含め、人の健康を害するものであってはならない。
5. 化粧品およびその構成成分は、イスラム法が禁止する不浄なもの（ナジス）に汚染されてはならない。
6. 全ての禁止製品は、サプライチェーンの段階で他のハラール製品とは別に取扱い、互いに混ざって汚染しない状況を確認しなければならない。
7. ハラール化粧品は、ハラール製品に関するシャリア法、または、当局が認めるイスラム教の公式組織の決定および見解（Fatwa）の要件を満たさなければならない。
8. 設備は、サプライチェーンの全ての段階で、ハラール化粧品の追跡プログラムを適用しなければならない。追跡は、認定規格あるいはその他の適切な手続きに基づいて実施できる。

¹⁴ ドバイ市庁への問い合わせ結果に基づく。

¹⁵ <http://login.dm.gov.ae/wps/wcm/connect/5b3cbb84-3047-4018-b7ed-f8cc197a9015/Cosmetics15feb2010.pdf?MOD=AJPERES>

¹⁶ ESMA への問い合わせ結果に基づく。

¹⁷ <http://halal.esma.gov.ae/en-us/Pages/Halal-Licence.aspx>

9. ハラール化粧品は、前述の UAE.S/GSO 1943 が既定する化粧品安全要件を満たさなければならない。
10. 設備は、当局が認める国際的な品質管理システムを効果的に運用し、さらに、UAE.S/GSO ISO 22716 による化粧品の GMP ガイドラインの要件を考慮し、当局が認める国際的に実施されている GMP を実効的に運用したものでなければならない。
11. 加工、包装時に使用する原材料、成分、その他の製品に関しては、以下の要件を満たさなければならない。
 - ワシントン条約 (CITES) で言及されている動植物を一部でも使用してはならない。
 - 化学的、物理的に加工した農薬成分は、ハラール起源で、加工段階でナジス (不浄) にならない場合にその使用が認められる。
 - エタノールは、アルコール飲料 (Khamar) として製品に直接加えるのではない場合、製品の加工を補助する溶剤や添加剤としてはその使用が認められる。
 - 遺伝子組み換え生物 (GMO) または GMO と人の遺伝子を含む物質または一種かそれ以上の禁じられた種から得た遺伝子および/または禁じられた動物で宿主として利用されない場合、その利用を禁じる。
 - 細菌、菌類、酵母などの全ての微生物：ノンハラール環境で製造された、またはノンハラール成分を含み、有毒か健康に害を及ぼすものを含まない。
 - 加工過程で使用される装置、器具、生産ライン、補助材料は、清潔で、いかなるノンハラール材料にも汚染されていない。また、これらはノンハラール材料で作られたもの、ノンハラール材料を含むものであってはならない。
 - ノンハラール材料を使用した、あるいはノンハラール材料と接触のあった装置、器具、生産ラインをハラール化粧品の加工用に変更する場合は、それらを一般的な衛生規則に基づいて洗浄し、ノンハラール材料の残りを完全に除去するまで洗浄したことを確認しなければならない。また、こうした工程変更を頻繁に繰り返してはならない。
 - ハラール化粧品に接触する機械や装置の洗浄、保守の際には、ノンハラール成分や材料を含む可能性のある不適切な油、潤滑油、液体洗剤やクレンザーを使用してはならない。

表 1：ノンハラールの分類

種類	ノンハラール
動物	イスラム法のハラール要件に従わずに屠殺処理をされた動物、啓示宗教の信者ではない多神論者や無宗教者、無神論者、背教者、その他の非信者によって屠殺処理をされた動物、死肉、絞殺された動物、打ち殺された動物、墜死した動物、角で突き殺された動物、野獣が食べ残した動物、アッラーの名を唱えずに屠殺された動物、または、使用すると害が生じるもの全て
	豚、家畜用ロバ、ラバ、象、猿、犬、狐、猫および類似の動物
	ライオン、チーター、熊など牙のある肉食獣のような捕食動物。ハイエナを除く。
	ハゲワシ、タカ、ハヤブサ、ワシ、カラス、スズメ、フクロウなど、攻撃のための鋭い爪を持つ猛禽類
	ハツカネズミ、ネズミ、ムカデ、蛇、オオトカゲ、トカゲ、ヤモリ、カメレオン、ハリネズミ、ツバメ、コウモリ、リス、イタチ、モグラ、甲虫 (トゲオアガマとトビネズミを除く) のような齧歯動物、爬虫類、害虫および類似のもの

	<p>イスラム法で殺すことが禁じられているサソリと全ての昆虫、蠕虫、動物および類似のもの。蟻、ハチ、キツツキ、ヤツガシラなど。バッタ、蜂蜜の中で除くことが不可能なハチの一部を除く。</p> <p>殻 (Shells) 、幼虫、その類似動物のような不快な生物</p> <p>ナジス (不浄) な物を餌として与えられた動物。ただし、動物を閉じ込めてから最低 3 日以上イスラム法のハラール要件で許可された餌のみ与えた場合を除く。</p>
水生動物	毒性があり、健康に害を与える水生動物。ただし、有毒物質と有害物質が準備段階で取り除かれた場合を除く。
植物	有毒性、健康への有害性、麻酔作用のある植物、植物製品およびその派生品。ただし、有毒物質と有害物質が準備段階で取り除かれた場合を除く。
飲料	中毒性、麻酔作用、鎮静作用、有毒性、健康への有害性のある飲料。
遺伝子組み換え食品 (GMFs)	禁じられた種の遺伝子を組み換えて製造されたもの。複数の種のうち一種が禁じられていて、その遺伝子を組み替えて製造されたもの。
血液と血液製剤	血液とその派生品は全て禁止。嘔吐や尿などの全ての人と動物の体液。
食品添加物	全ての食品添加物とその製品および派生品：有毒、健康有害性、鎮静作用があるもの、またはノンハラール材料由来のもの。
酵素	ノンハラール原料に由来する全ての酵素。
微生物	細菌、菌類、酵母など全ての微生物：ノンハラール環境で製造された、またはノンハラール成分を含み、有毒か健康に害を及ぼすもの。

出所：UAE.S 2055-4

(2) 包装・ラベル表示要件

①包装要件

1. ハラール化粧品の包装は、前述の UAE.S/GSO 1943 と UAE.S/GSO ISO 22715 が定める要件を満たさなければならない。
2. ハラール化粧品の包装の形 (物理的形狀) は、イスラムの価値観、習慣および道徳、現地の文化に反するものであってはならない。
3. 包装材料には、ノンハラール原料および材料を含んではならない。
4. 包装材料は、その準備、装備、保管、輸送段階でノンハラール原料に汚染された設備を使って準備、装備、製造したものであってはならない。また、他のノンハラール製品とは完全に分けて扱わなければならない。
5. 包装材料は、危険物質および人の健康に害を及ぼす物質を含んではならない。

②ラベル表示要件

1. ラベルは、前述の UAE.S/GSO 1943 の規定する要件を満たさなければならない。
2. ラベルは、以下に示すハラールに関する要件も満たさなければならない。
 - 製品のラベルに「ハラール」のロゴを添付したい場合は、UAE.S 2055-4:2014 の定める要件に加え、国家ハラールマークリストとライセンス使用要件に関する理事会決定 No. 36/2014 の要件を満たさなければならない。

- ハラール化粧品のラベルおよび宣伝（文面、画像、イラスト）の内容は、イスラムの価値観、習慣および道徳と現地の文化に反するものであってはならない。
- イスラムのシャリア法の順守、あるいは、ハラール商品であることを表現して、区別し商品を出す際には、UAE.S 2055-4 の基準を順守しなければならない。

3. 参考情報

3-1. 関係官庁

機関名	Tel	Fax	ウェブサイト	Eメール	住所
連邦基準化計測庁 (ESMA)	+971 4 2084349 600565554 (Call Center)	+971 4 2944112	http://www.esma.gov.ae/en-us/Pages/default.aspx	customercare@esma.gov.ae	Business Avenue Building, Sheik Rashid Rd. P.O. Box 48666 Dubai, UAE Zayed Sports City, P.O. Box 2166 Abu Dhabi, UAE
保健省 (Ministry of Health) 公共衛生政策&ライセンス部門、医薬品部 (Public Health Policy & Licensing Sector, Drug Department)	+971 2 26520500	+971 2 6317644	http://www.cpd-pharma.ae/	Info@cpd-pharma.ae	11th Floor, Dusit Thani Hotel, Al Muroor Road, P.O.Box 848 Abu Dhabi, UAE
ドバイ市庁 (Dubai Municipality) 公衆衛生安全部門、消費者製品安全課 (Public Health and Safety Department - Consumer Products Safety Section)	+971 4 2215555 800900 (Call Center)	+971 4 7033574	https://login.dm.gov.ae/wps/portal/home	cpcinfo@dm.gov.ae	Al Twar Center, Al Twar Area, Al Nahda Road, Opposite Al Twar Center, Next to Al Qusais Metro Station
アブダビ市庁 (Abu Dhabi Municipality) アブダビ保健局 (Abu Dhabi Health Authority)	+971 2 449 3333 800555 (Call Center)	+971 2 444 9822	http://www.haad.ae/haad/	contact@abudhabi.ae	Airport Road Abu Dhabi, P.O. Box 5674 Abu Dhabi
ドバイ税関 (Dubai Customs)	+971 4 4177777 80080080 (Contact Center)		http://www.dubaicustoms.gov.ae/en/Pages/default.aspx	client.relations@dubaicustoms.ae	Client Relationship Section, Client Management Department, Al Mina Road, Dubai, UAE
アブダビ税関 (Abu Dhabi Customs)	+971 2 8102242	+971 2 6504330	http://www.auhcust oms.gov.ae	infocust@dof.abudhabi.ae	Abu Dhabi, UAE

3-2. その他の参考情報

(1) 関税・内国諸税

化粧品の入国にかけられる関税は、CIF 価格に対する従価税で 5%である。UAE の場合、付加価値税 (VAT) などの課税はない。

UAEにおける化粧品の輸入制度

2015年12月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright (C) 2015 JETRO. All rights reserved.